

改正案	現行
<p>（通信・放送機構の業務の特例）</p> <p>第六条 通信・放送機構（以下「機構」という。）は、通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。）第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 認定計画に係る特定通信・放送開発事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二 丁六（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（通信・放送機構の業務の特例）</p> <p>第六条 通信・放送機構（以下「機構」という。）は、通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。）第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 認定計画に係る特定通信・放送開発事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二 丁六（略）</p> <p>2・3（略）</p>